

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日の翌  
日とする)

## 目 次

- ◇告 示 土地改良区の役員の退任（農村整備課）
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定（二件）（〃）
- 土地改良事業の認可（二件）（〃）
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可（都市計画課）
- 選挙管理委員会の招集
- ◇選管告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）
- ◇公安告示

## 告 示

### 鳥取県告示第一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり箕蚊屋土地改良区から役員が退任した旨の届出があ

ったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事 尾 村 英 夫 西伯郡日吉津村大字日吉津六九七

平成二年十二月十一日退任

### 鳥取県告示第二号

郡家町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業上峰寺地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三号

倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）福米地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四号

倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）福米地区暗きょ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鹿野町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業今市地区農業用排水）を平成二年十二月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、中山町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）高橋地区農道整備）を平成二年十二月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、鳥取市古市土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 組合の名称

鳥取市古市土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二年七月二十七日から平成六年三月三十一日まで

三 施行地区

鳥取市吉成字下池田、字土居ノ上及び字財ノ木の各一部並びに同市古市字上前田、字屋敷及び字下前田の各一部

四 事務所所在地

鳥取市古市二三九

五 設立認可の年月日

平成二年七月二十七日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所及び施行地域内の掲示場に掲示して行う。

八 変更認可の年月日

平成二年十二月二十七日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

平成三年第一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成三年一月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

- 一 日時 平成三年一月十一日(金) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室
- 三 議題 鳥取県議会議員及び知事選挙について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定による

り告示する。

平成三年一月八日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

遊技機の種類		型 式	製 造 業 者 名	
ぱちんこ遊技機		ワイパーパスパークEX	株式会社三共	
		サンダードラゴンGP		
		ロボくんI		
		マッドボーイGP		
		マッドボーイSP		
		名人会GP		
		大明神GP II		
		ロボくんII		
		道路工事GP		株式会社大一商会
		カクテルA		
		ラッキーセー7D	株式会社大一商会	
		スーパードワイリー		

ニュー・トキオ	ブラボーエクセディア一六	メモワール	ドラゴンアタック三	アイランド	バスケットボール	ダービー三	トランプエース	ニューコスモウォーカー	ニューふんどし大将	ニューMONROE	ルーキーデルタ	ニュートランプ	スーパーイーグルA	スーパーイーグルD	スーパーウィリー二
京楽産業株式会社						株式会社ソフィア									

サーカスⅢ	アマゾンⅡ	メタルバード七	ビッグスター	カンガルーチャンピオン八A	ボイジャー一号	カンガルーチャンピオン八
株式会社三洋物産				株式会社平和		